

2πr通信 (2023年7月号) R5/7/8 海老名精神保健福祉促進会「2πr」

本日は午後1:30～オープンダイアログの第一回目の学習会。リードして下さるのは保健所の渡邊晴美さんと、ご友人の阿部千津さんです。参加者は2πr会員の他外部より、立場の様々な方が数人お見えになる予定です。



[報告]

- *6/15 (木) 第2回菜の花サロン 13:30～15:30 市役所 ぱれっと
- *2πrより市への要望書を6/28連合会に提出。(下方～右ページ)

[予定]

- *7/16 (日) 研修会 13:00～15:30 厚木市保健福祉センター4階研修室
講師：カウンセリングルームそらいろ 井上雅弘氏
(フレッシュ厚木の勉強会です。内容については[回覧参照](#) 参加希望の方は役員までお知らせ下さい)
- *8/1 (火) (じんかれん研修会) 講演会 10:00～12:00 県民センター304会議室
「精神障害のあるなしにかかわらず平等な社会を作るために」
講師：池原氏 (東京アドヴォカシー法律事務所長・弁護士)

- ◎8月定例会 8月12日(土) 10:30～12:00 福社会館第3会議室
- 第2回オープンダイアログ学習会 13:30～15:30 福社会館第3会議室



2023年度 2πrより「市への要望」

- 1、精神障がい者や引きこもっている人たちのさらなる相談支援充実のため、アウトリーチ(訪問)支援を強化、推進してください。

海老名市では、昨年度より孤立している生活困窮者を対象にアウトリーチ支援を「びーな's」に委託する形で行っています。市社会福祉協議会でも、昨年度より障がい者のための「みんなの相談室」を設置して、「暮らし」「こころ」「仕事」の相談の3分野に分けて電話や対面で相談支援を積極的に行なっています。また今年度より障がい福祉課の精神保健福祉担当ケースワーカー3人の内、正規職員が2人となりました。2πrとしては上記のような市の施策に対し、精神障がい者やひきこもりの人達の相談支援体制は確実に前進していると、大変うれしく思っております。

アウトリーチ支援については障がい福祉課や「びーな's」など相談支援機関が必要に応じて既に行っていると思います。が、自分からは積極的に相談窓口で電話をかけたり、その場所まで足を運べない、精神障がい者や心の不調を抱えひきこもっている、訪問支援が必要な人たちが市内にまだまだたくさんいます。その意味で、社会福祉協議会の「みんなの相談室」もぜひ訪問支援に取り組んでいただきたい。そして、生活支援課、障がい福祉課、「みんなの相談室」その他の支援機関や団体が密接に連携しながら、電話や対面の相談支援に加えて、アウトリーチ支援をさらに強化、推進していただきたいと強く要望いたします。

- 2、精神障がい者の緊急時支援体制を確立してください。

① 精神障がい者のための医療相談支援窓口(24時間365日対応)を設置してください。

精神障がい者（あるいは一般市民でも）がメンタル面で著しく体調を崩し、精神的に大変不安定な状態になった時、迅速に相談支援や治療へ向けての対応をしてくれるところが日中は一応ある（保健所、市障がい福祉課や精神科病院等）。だがそれらの対応もニーズに十分応えているとは言い難い現状がある。さらに夜間や休日となると相談したり、診察してくれるところは皆無と言ってよい。県内にただ一つある精神科救急医療窓口（横浜市）は当番病院の紹介をするだけで相談支援はしてくれない。結果として、本人も家族も大変な混乱状態の中で、何の支援の無いまま、何時間も（連休中など時には数日間も）なすすべもなく孤立した状態で絶望的な不安と焦燥に耐えなければならないという、大変過酷な状況に置かれる。警察は本人の自傷他害の行動が実際にあった、あるいは今にも起こりそうな切羽詰まった状況になった場合のみ、通報すれば駆けつけてくれる。しかし、本人と家族にはそういう究極的な状況になる前に、（そうならない為の）支援が必要なのです。

以上の現状を踏まえ、本人や家族を支援するために2πrとして以下の様なことを「具体的な一提案」として強く要望する。県内各保健所管内に1か所ずつ、24時間365日対応の相談支援窓口を設置する。そこでは電話対応、対面対応、訪問対応を行う。また必要に応じて医療機関や警察に繋げるなどの役割を担う。スタッフは、PSW、看護師、医師、ケースワーカー等、専門知識と豊かな経験を持った人達で構成する。緊急時に、家族だけに困難な対応を負わず、専門家チームとして迅速かつ適切な対応をする。海老名市には厚木管内の県央地域の他市（座間市、厚木市など）や県厚木保健福祉事務所と連携し、上記のような精神障がい者等の緊急時医療相談支援窓口設置のため尽力をお願いしたい。

② 緊急時に於いて、精神障がい者の病院への移送支援を自治体の責任で行ってください。

精神障がい者が著しく体調を崩し自傷他害の恐れはないが、早急に受診し治療する必要があると思われる深刻な状況になっているにもかかわらず、病識がないため本人が受信を拒否しているような場合、家族が本人を説得し病院に連れて行くのは大変難しく、ほぼ不可能である。その場合、現状では、家族はやむなく民間救急の業者に頼み、高額の費用を支払い強制的に病院へ本人を移送して貰わざるを得ない。（つい最近も2πrの家族がこのようなケースで、海老名から大和の病院への移送代として業者に15万円も払ったということがあった。）海老名市は神奈川県と共に、精神保健福祉法第34条の移送制度（医療保護入院）の導入も含め、この移送の問題も至急検討していただきたい。その上で、移送に関しても家族に精神的、経済的に過重な負担を負わせるのではなく、緊急時の相談支援体制の一環として自治体の責任で移送支援を行ってください。

3、精神障がい者やひきこもっている人たちのための居場所（フリースペースを含む）を新たに作ってください。

生きづらさを抱え家に閉じこもっている精神障がい者や、病院にはつながっていないが心の不調を感じて引きこもっている人たちが、市内に大勢います。そういう人たちが気楽に立ち寄れて、ホッと一息つくことができる、居場所（フリースペースを含む）を結夢の他に、市内にもう1か所作ってください。（かっぱ堂が今年、スポット的に精神障がい者やひきこもっている人たちの居場所づくりを試みて下さっている事について、2πrとしては一歩前進と歓迎しております。）

その居場所には精神保健福祉士などの専門職の方が常駐している、自由で温かい雰囲気の中利用者がサービスを受けるだけでなく、自主的、主体的に活動出来る、地域の人達との交流もある——そのような居場所をぜひ作ってください。